

## 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第36号。以下「条例」という。）第9条第1項、条例第12条第1項又は条例第20条の3第1項の規定による許可に際し、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年千葉県規則第64号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づく協議（以下「事前協議」という。）の実施及びその指導に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の定めるところによる他、次に定めるところによる。

(1)関係地域住民 条例第9条の3に規定される周辺住民の他、次のア及びイに該当する者をいう。

ア 周辺住民が属する自治会の代表者

イ 特定事業場の搬入道路（国道、県道、市道及び法定外公共道路を除く。）の道路端からおおむね30メートル以内の地域に住所を有する者

(特定事業予定者の責務)

第3条 事前協議を行おうとする者（以下「特定事業予定者」という。）は、条例、規則その他関係法令で定める諸規制の他、この要綱を遵守するとともに、苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(事前協議)

第4条 条例第9条第1項の許可の申請をしようとする特定事業予定者は、特定事業許可事前協議書（様式第1号）を、条例第12条第1項の許可の申請をしようとする特定事業予定者は、特定事業変更許可事前協議書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書に添付する書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。ただし、条例第12条第1項の許可に係る事前協議の場合にあっては、変更に係る書類及び図面とする。

(1) 住民票の写し（事業者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）及び当該事前協議書に押印した印鑑登録証明書

(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図（両図とも縮尺2,500分の1程度）

(3) 土砂等の搬入（搬出）経路図（縮尺2,500分の1程度）

(4) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）（縮尺250分の1～500分の1程度）

(5) 現場事務所（土砂等の搬入（一時たい積特定事業である場合にあっては、搬入及

び搬出)を管理するための事務所をいう。)その他特定事業に供する施設の設置計画図(縮尺250分の1~500分の1程度)

- (6) 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名
- (7) 特定事業に係る現場責任者であることを証する書面
- (8) 特定事業に係る現場責任者の住民票の写し及び本人の写真
- (9) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに規則第4条第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書(様式第4号)及び地質分析(濃度)結果証明書(様式第5号)。ただし、一時的たい積特定事業で特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図(縮尺20分の1~50分の1程度)
- (10) 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置(図面にあっては、縮尺500分の1程度)。ただし、一時的たい積特定事業にあっては、施設の構造図(縮尺20分の1程度)
- (11) 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面(縮尺2,500分の1程度)、排水計画図(縮尺500分の1程度)、構造図(縮尺20分の1~50分の1程度)及び第6条の規定による計算書
- (12) 一時的たい積特定事業である場合にあっては、特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに区分するために必要な措置(図面にあっては、縮尺20分の1~50分の1程度)
- (13) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した書面
- (14) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図、背面図(両図とも縮尺20分の1~50分の1程度)及び構造計算書
- (15) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置(図面にあっては、縮尺20分の1~50分の1程度)
- (16) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図(縮尺250分の1程度)
- (17) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書(一時的たい積特定事業にあっては、たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量の計算書)
- (18) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (19) 特定事業区域の土地の公図の写し
- (20) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (21) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書(様式第2号の2)若しくは特定事業(一時的たい積特定事業)区域内土地使用同意書(様式第2号の3)若しくは規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内(小規模)土地使用同意書(様式第2号の4)若しくは特定事業(小規模一時的たい積)区域内土地使用同意書(様式第2号

の5)及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域内の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し(土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。)

(22) 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者があ  
る場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書  
(様式第2号の7)及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工  
承諾書

(23) 特定事業場(特定事業区域を除く。)の土地が自己所有でない場合にあっては、  
規則第3条の4第4項に規定する特定事業場(特定事業区域を除く)内土地利用同  
意書(様式第2号の6)及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は  
土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し(土地使用に係る契約書に同内容の約定  
があるものに限る。)

(24) 特定事業場の隣接土地所有者(隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。)  
の同意書

ただし、市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(25) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書

(26) 前号の計画書は、特定事業説明会等計画書(様式第11号)とする。

(27) その他市長が必要と認める書類及び図面

3 事前協議に係る特定事業が小規模埋立て等である場合にあっては、前項第9号、第  
10号、第12号及び第15号の規定は、適用しない。

(譲受けに係る事前協議)

第4条の2 条例第20条の3第1項の許可の申請をしようとする特定事業予定者は、  
特定事業譲受け許可事前協議書(様式第1号の3)を市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書に添付する書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住民票の写し(事業者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び当  
該事前協議書に押印した印鑑登録証明書

(2) 譲り受けをすることを示す書面

(3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図(両図ともに縮尺2,500分の1程度)

(4) 特定事業許可決定通知書、特定事業変更許可決定通知書又は特定事業譲受け許可  
決定通知書の写し

(5) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し

(6) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し

(7) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第1項  
に規定する特定事業区域内土地使用同意書若しくは特定事業(一時たい積特定事  
業)区域内土地使用同意書若しくは規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域  
内(小規模)土地使用同意書若しくは特定事業(小規模一時たい積)区域内土地使  
用同意書及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業  
区域の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し(土地使用に係る契約書に同内容

の約定があるものに限る。)

- (8) 特定事業区域の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書及びこの書面に押印した印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
- (9) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (10) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書
- (11) 特定事業に係る現場責任者の氏名及び職名
- (12) 特定事業に係る現場責任者であることを証する書面
- (13) 特定事業に係る現場責任者の住民票の写し及び本人の写真
- (14) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
- (15) 前号の計画書は、特定事業説明会等計画書（様式第11号）とする。
- (16) その他市長が必要と認める書類及び図面

第5条 特定事業予定者は、関係地域住民に対し、自らの責任において説明会を開催し、条例第9条の3に規定する周知事項について説明を行うものとする。

- 2 特定事業予定者は、説明会を開催するにあたっては、その場所、日程、事業計画の概要等について、あらかじめ、関係地域住民に周知を図るものとする。
- 3 特定事業予定者は、説明会を開催した結果、当該事業の関係地域住民の代表者から、特定事業の実施に伴う当該地域の環境保全に係る遵守事項について協定の締結の申し出があった場合は、協定の締結に努めるものとする。ただし、協定の内容は、不適正な要望を含むものであってはならない。
- 4 特定事業予定者は、その責めに帰することのできない事由で第1項の説明会を開催することができない場合は、その事業計画を記載した文書を配布する等の方法により、周知に努めるものとする。
- 5 特定事業予定者は、関係地域住民特定事業説明会等実施状況報告書（様式第10号）を、事前協議終了までに、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。
  - (1) 第2項に規定する説明会の開催案内書又は周知書
  - (2) 関係地域住民の出席状況（対象者数及び出席者数を示すもの）
  - (3) 説明会における配布資料
  - (4) 関係地域住民、近隣の住民その他特定事業について利害関係を有する者からの要望があった場合には、要望書等の写し又はそれに対する回答書の写し
  - (5) 協定を締結した場合にあっては、協定書の写し
  - (6) 前項に基づき、文書の配布等により周知した場合は、その文書
- 6 市長は、前項の規定に基づいて提出された、特定事業説明会等実施状況報告書の内

容から勘案し、十分説明がなされていないと判断するときは、特定事業予定者に対し、再度説明会の開催又は印刷物の配布等を指示できる。

7 第1項から第5項までの規定は、前項の指示に基づく説明会に準用する。

(排水対策)

第6条 規則別表第2第12号に規定する排水施設は、別表に定める計算式により算定されたものでなければならない。

(土地所有者の承諾書等)

第7条 第4条第2項第21号及び第4条の2第2項第7号に規定する承諾書は、土地使用承諾書(様式第2号)とする。

2 第4条第2項第22号及び第4条の2第2項第8号に規定する特定事業施工承諾書は、特定事業施工承諾書(様式第2号の2)とする。

3 第4条第2項第23号及び第4条の2第2項第9号に規定する土地所有者の承諾書は、土地利用承諾書(様式第2号の3)とする。

4 第4条第2項第24号及び第4条の2第2項第10号に規定する同意書は、特定事業隣接同意書(様式第3号)とする。

(現地調査)

第8条 環境局資源循環部産業廃棄物指導課長(以下「産業廃棄物指導課長」という。)は、第4条第1項に規定する協議書(第4条の2第1項及び第14条に規定する協議書を含む。以下同じ。)を受理したときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

(協議会の審査)

第9条 産業廃棄物指導課長は、協議書を受理したときは、特定事業の計画について千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(昭和63年4月1日施行)第6条に規定する千葉市廃棄物処理施設設置等協議会(以下「協議会」という。)の審査に付するものとする。

2 協議会は、特定事業の計画の審査のため必要と認める場合は、特定事業予定者又は特定事業場に係る土地所有者に対し説明を求めることができる。

(計画の審査指示等)

第10条 市長は、協議会の審査結果に基づき、特定事業予定者に対し、特定事業を行うにあたっての留意事項又は計画変更の指示を審査指示書(様式第4号)により通知し指導するものとする。

2 前項の審査指示書の通知を受けた特定事業予定者は、特定事業の計画を審査指示事項に適合させるための関係行政機関、地域住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

(審査指示の回答等)

第11条 前条第1項の審査指示書の通知を受けた特定事業予定者は、その内容を十分検討し、特定事業の計画が審査指示事項に適合する見込みがないと判断したときは、特定事業(変更・譲受け)許可事前協議取下書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前条第1項の審査指示書の通知を受けた特定事業予定者は、特定事業の計画が審査指示事項に適合するに至ったときは、その旨を審査指示事項調整済回答書（様式第6号。以下「回答書」という。）を市長に提出しなければならない。

（関係機関等への照会等）

第12条 市長は、前条第2項の回答書を受理したときは、その内容について関係行政機関等に照会し、確認するものとする。

2 前項に規定する場合において、産業廃棄物指導課長は、回答書の内容を関係各課に照会し、確認するものとする。

（事前協議済書の通知等）

第13条 市長は、前条の規定による確認の結果、回答書の内容が審査指示事項に適合すると認められる場合は、特定事業（変更・譲受け）許可事前協議済書（様式第7号）により、特定事業予定者に事前協議が終了した旨を通知するものとする。

2 産業廃棄物指導課長は、前項の規定による通知後、速やかに、関係各課に対し事前協議が終了した旨を通知するものとする。

（事前協議の変更）

第14条 特定事業予定者は、市長に提出した協議書の内容に変更があった場合は、変更に係る図書類を添付した特定事業（変更・譲受け）許可事前協議変更協議書（様式第8号）を市長に提出し、協議しなければならない。ただし、規則第8条第1項各号に掲げる軽微な変更にあつては、特定事業（変更・譲受け）許可事前協議変更届出書（様式第9号）によるものとする。

（事前協議申請の取下げ）

第15条 市長は、第10条第1項の規定による審査指示書の通知の日の翌日から起算して1年を経過した日において第11条第2項に規定する回答書が提出されていない場合にあつては、当該事前協議書は、取り下げられたものとみなす。ただし、特定事業の計画を審査指示事項に適合させるため、やむを得ないと市長が認める場合にあつては、この限りでない。

（許可の申請）

第16条 特定事業予定者は、条例第10条第1項若しくは第2項、条例第12条第3項又は条例第20条の3第2項の規定による特定事業の許可申請を、第13条第1項の特定事業（変更・譲受け）許可事前協議済書の通知を受けた後に行うものとする。

2 前項の特定事業（変更・譲受け）許可事前協議済書の有効期間は、第13条第1項の通知した日の翌日から起算して1年が経過する日までの期間とする。ただし、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

（提出書類）

第17条 この要綱の規定により市長に提出する書類及び図面の提出部数は、産業廃棄物指導課長の指示する部数とする。

（委任）

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に残土等による土地の埋立て、盛土及びたい積に関する指導要綱（昭和63年4月1日施行）に基づきなされた事前協議の手続き、その他の行為は、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に基づきなされた事前協議の手続き、その他の行為は、この改正後の要綱の相当規定により行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

別表（第6条）

(1) 雨水流出量の算定

$$Q = 1/360 \times C \times I \times A$$

Q : 最大計画雨水流出量 (m<sup>3</sup>/sec)

C : 流出係数

I : 流達時間 t 分内の平均降雨強度 (mm/h)

A : 排水面積 (ha)

※ I = 5年確率の降雨強度とする。

(2) 断面等の決定

$$Q = A \times V$$

Q : 流量 (m<sup>3</sup>/sec)

A : 流水の断面積 (m<sup>2</sup>)

V : 平均流速 (m/sec)

なお、 $V = 1/n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$

i : 勾配

n : 粗度係数

R : 径深 (A/P)

P : 流水の潤辺長 (m)

年 月 日

特定事業許可事前協議書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則第9条の規定により、特定事業の計画について関係書類及び図面を添えて協議します。

- 1 特定事業の目的 （埋立て 盛土 たい積）
- 2 特定事業区域の位置 千葉市 区 町 番地（他 筆）
- 3 特定事業区域の面積（実測）  $m^2$
- 4 特定事業場の面積（実測）  $m^2$
- 5 特定事業区域の土地の内訳

土地の表示		地 目		面 積		土地所有者の住所・氏名	区 域 区 分
町 名	地 番	地 目 (公簿)	現 況	地 積 (公簿)	実 測		
				$m^2$	$m^2$		
合 計		筆		$m^2$ (公簿) $m^2$ (実測)			

6 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地の内訳

土地の表示		地 目		面 積		土地所有者の住・氏名	区 域 区 分
町 名	地 番	地 目 (公簿)	現 況	地 積 (公簿)	実 測		
				$m^2$	$m^2$		
合 計		筆		$m^2$ (公簿) $m^2$ (実測)			

事業概要	
特定事業に使用される土砂等の量	m <sup>3</sup> (一時たい積特定事業にあっては、たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量)
特定事業の予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特定事業に使用される土砂等の発生場所	
特定事業に使用される土砂等の区分	
特定事業に使用される1日の搬入車両台数及び量	
特定事業に使用される機械の種類及び台数	
跡地利用計画	
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置	
関係書類等の縦覧場所	

## 添付書類

- (1) 住民票の写し(法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書)及び協議書に押印した印鑑登録証明書
- (2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図(両図とも縮尺2,500分の1程度)
- (3) 土砂等の搬入(搬出)経路図(縮尺2,500分の1程度)
- (4) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図(特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。)(縮尺250分の1~500分の1程度)
- (5) 事務所(土砂等の搬入(一時たい積特定事業である場合にあっては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。)その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図(縮尺250分の1~500分の1程度)
- (6) 現場責任者の氏名及び職名
- (7) 現場責任者であることを証する書面
- (8) 現場責任者の住民票の写し及び本人の写真
- (9) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに規則第4条第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書。ただし、一時たい積特定事業で特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図(縮尺20分の1~50分の1程度)
- (10) 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置

- (11) 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面（縮尺2，500分の1程度）、排水計画図（縮尺500分の1程度）、構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）及び第6条の規定による計算書
- (12) 一時たい積特定事業である場合にあっては、特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに区分するために必要な措置（図面にあっては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (13) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した書面
- (14) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図、背面図（両図とも縮尺20分の1～50分の1程度）及び構造計算書
- (15) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置（図面にあっては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (16) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書（一時たい積特定事業にあっては、たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量の計算書）
- (17) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図（縮尺250分の1程度）
- (18) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (19) 特定事業区域の土地の公図の写し
- (20) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (21) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号の2）若しくは特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第2号の3）若しくは規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（様式第2号の4）若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書（様式第2号の5）及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域内の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (22) 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書（様式第2号の7）及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
- (23) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあっては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（様式第2号の6）及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (24) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書ただし、市長が認める場合にあっては、この限りではない。
- (25) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
- (26) 前号の計画書は、特定事業説明会等計画書（様式第11号）とする。
- (27) その他市長が必要と認める書類及び図面

なお、特定事業が小規模埋立て等である場合にあっては、(9)、(10)、(12)及び(15)の添付書類は除く。

年 月 日

特定事業変更許可事前協議書

(あて先) 千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名



(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

年 月 日付け千葉市指令 第 号で許可を受けた事項について変更したい  
ので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第9条  
の規定により、特定事業の計画変更について関係書類及び図面を添えて協議します。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項 の 内 容		
変更の理由		

(裏面)

添付書類：次に掲げる図書類のうち添付してある書類及び図面には○印を付すること

- (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図（両図とも縮尺2，500分の1程度）
- (2) 土砂等の搬入（搬出）経路図（縮尺2，500分の1程度）
- (3) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）（縮尺250分の1～500分の1程度）
- (4) 現場事務所（土砂等の搬入（一時たい積特定事業である場合にあつては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。）その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図（縮尺250分の1～500分の1程度）
- (5) 現場責任者の氏名及び職名
- (6) 現場責任者であることを証する書面
- (7) 現場責任者の住民票の写し及び本人の写真
- (8) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに規則第4条第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書。ただし、一時たい積特定事業で特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）
- (9) 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- (10) 排水施設を設置する場合にあつては、集水区域を示す図面（縮尺2，500分の1程度）、排水計画図（縮尺500分の1程度）、構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）及び第6条の規定による計算書
- (11) 一時たい積特定事業である場合にあつては、特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに区分するために必要な措置（図面にあつては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (12) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合は、当該安定計算を記載した書面
- (13) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図、背面図（両図とも縮尺20分の1～50分の1程度）及び構造計算書
- (14) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置（図面にあつては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (15) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書（一時たい積特定事業にあつては、たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量の計算書）
- (16) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図（縮尺250分の1程度）
- (17) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (18) 特定事業区域の土地の公図の写し
- (19) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (20) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号の2）若しくは特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第2号の3）若しくは規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（様式第2号の4）若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書（様式第2号の5）及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域内の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (21) 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書（様式第2号の7）及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
- (22) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（様式第2号の6）及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (23) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書
- (24) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
- (25) 前号の計画書は、特定事業説明会等計画書（様式第11号）とする。
- (26) その他市長が必要と認める書類及び図面

なお、特定事業が小規模埋立て等である場合にあつては、(8)、(9)、(11)及び(14)の添付書類は除く。

年 月 日

## 特定事業譲受け許可事前協議書

(あて先) 千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第9条の規定により、特定事業の全部を譲り受けたいので、関係書類及び図面を添えて協議します。

- 1 特定事業の許可及び  
特定事業区域の位置  
位 置  
年 月 日 千葉市指令 第 号  
許可の期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 2 譲受けの相手方の  
氏名及び住所  
住 所  
氏 名  
(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)
- 3 現場責任者の  
氏名及び職名
- 4 譲受けの理由

添付書類

- (1) 住民票の写し（法人の場合にあつては、法人の登記事項証明書）及び協議書に押印した印鑑登録証明書
- (2) 譲り受けをすることを示す書面
- (3) 特定事業場の位置図及び付近の見取図（両図ともに縮尺2, 500分の1程度）
- (4) 特定事業（許可、変更許可、譲受け許可）決定通知書の写し
- (5) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (6) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (7) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号の2）若しくは特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第2号の3）若しくは規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（様式第2号の4）若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書（様式第2号の5）及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域内の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (8) 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書（様式第2号の7）及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
- (9) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（様式第2号の6）及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (10) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書
- (11) 現場責任者であることを証する書面、住民票の写し及び本人の写真
- (12) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
- (13) 前号の計画書は、特定事業説明会等計画書（様式第11号）とする。
- (14) その他市長が必要と認める書類及び図面

年 月 日

土 地 使 用 承 諾 書

(特定事業予定者)

\_\_\_\_\_ 様

土地所有者  
住 所  
氏 名 ㊟  
(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)  
電話番号

特定事業の実施について、特定事業を施工する土地として承諾します。

記

- 1 特定事業予定者の氏名又は名称  
法人にあつては代表者の氏名
- 2 特定事業区域の位置
- 3 土地の承諾期間            年 月 日 ～            年 月 日
- 4 特定事業区域の土地の一覧

土 地 の 表 示		地 目	面 積 (公 簿)	備 考
町 名	地 番			
			m <sup>2</sup>	
合 計		筆                    m <sup>2</sup> (実測)		

注：土地の承諾期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載すること。

年 月 日

特 定 事 業 施 工 承 諾 書

(特定事業予定者)

\_\_\_\_\_ 様

特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者  
住 所

氏 名



(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

特定事業の実施について、特定事業を施工する土地として承諾します。

記

1 特定事業予定者の氏名又は名称  
法人にあっては代表者の氏名

2 特定事業区域の位置

3 土地の承諾期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 特定事業区域の土地の一覧

土 地 の 表 示		地 目	面 積 (公 簿)	備 考
町 名	地 番			
			m <sup>2</sup>	
合 計		筆 m <sup>2</sup> (実測)		

注：土地の承諾期間が一笔ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載するとともに、特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者の種類を記載すること。

年 月 日

土 地 利 用 承 諾 書

(特定事業予定者)

\_\_\_\_\_ 様

土地所有者  
住 所  
氏 名 ㊟  
(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)  
電話番号

特定事業の実施について、特定事業に供する施設の土地として利用することに承諾します。

記

- 1 特定事業予定者の氏名又は名称  
法人にあっては代表者の氏名
- 2 特定事業区域の位置
- 3 土地の承諾期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地の一覧

土 地 の 表 示		地 目	面 積 (公 簿)	備 考
町 名	地 番			
			m <sup>2</sup>	
合 計		筆 m <sup>2</sup> (実測)		

注：土地の承諾期間が一筆ごとに異なる場合は、備考欄に承諾期間を記載すること。

年 月 日

特 定 事 業 隣 接 同 意 書

(特定事業予定者)

\_\_\_\_\_ 様

隣接（土地所有者・耕作者）

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあっては、主たる事業所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

特定事業の実施について、事業計画に基づき施工することを同意します。

記

- 1 特定事業予定者の氏名又は名称  
法人にあっては代表者の氏名
- 2 特定事業区域の位置
- 3 特定事業場に隣接する土地の一覧

土 地 の 表 示		地 目	現 況	面 積 (公 簿)	備 考
町 名	地 番				
				m <sup>2</sup>	

千 年 第 号  
年 月 日

審 査 指 示 書

様

千葉市長



千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する指導要綱第10条第1項の規定による審査指示事項について（通知）

年 月 日付け提出の特定事業（変更・譲受け）許可事前協議については、下記のとおり指示します。

記

特定事業（変更・譲受け） 許可事前協議書 受付年月日	年 月 日	受付番号	
特定事業の目的	1 埋立て      2 盛土      3 たい積		
特定事業区域 の位置	千葉市      区      町      番地（他 筆）		
審査指示事項	1 計画の変更 2 留意事項 別紙のとおり		
備 考			

年 月 日

特定事業（変更・譲受け）許可事前協議取下書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱第11条第1項の規定により 年 月 日 千 第 号付け特定事業（変更・譲受け）許可事前協議書は、取り下げいたします。

年 月 日

審 査 指 示 事 項 調 整 済 回 答 書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱第10条第1項  
の規定による審査指示書（ 年 月 日 千 第 号）により指示のあったこと  
について別紙のとおり回答します。

千 第 号  
年 月 日

特定事業（変更・譲受け）許可事前協議済書

様

千葉市長



千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第9条の規定により、  
年 月 日付けで特定事業（変更・譲受け）許可事前協議の申し出がありました特定事業については、審査の結果、審査基準に適合していると認められたので千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱第13条第1項の規定により、協議が終了したことを通知します。

注：この特定事業（変更・譲受け）許可事前協議済書の有効期間は、通知した日の翌日から起算して1年が経過する日までの期間とする。

年 月 日

特定事業（変更・譲受け）許可事前協議変更協議書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名



（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

年 月 日付け提出の特定事業（変更・譲受け）許可事前協議書について変更したので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱第14条第1項の規定により、特定事業の計画変更について関係書類及び図面を添えて次のとおり協議します。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項 の 内 容		
変更の理由		

(裏面)

添付書類：次に掲げる図書類のうち添付してある書類及び図面には○印を付すること

- (1) 特定事業場の位置図及び付近の見取図（両図とも縮尺2, 500分の1程度）
- (2) 土砂等の搬入（搬出）経路図（縮尺2, 500分の1程度）
- (3) 特定事業場及び特定事業区域の平面図及び断面図（特定事業の施工前後の構造が確認できるものに限る。ただし、一時たい積特定事業にあつては、土砂等のたい積が最大となった場合のたい積の構造が確認できるものに限る。）（縮尺250分の1～500分の1程度）
- (4) 現場事務所（土砂等の搬入（一時たい積特定事業である場合にあつては、搬入及び搬出）を管理するための事務所をいう。）その他特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図（縮尺250分の1～500分の1程度）
- (5) 現場責任者の氏名及び職名
- (6) 現場責任者であることを証する書面
- (7) 現場責任者の住民票の写し及び本人の写真
- (8) 特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに規則第4条第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書。ただし、一時たい積特定事業で特定事業区域の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）
- (9) 特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- (10) 排水施設を設置する場合にあつては、集水区域を示す図面（縮尺2, 500分の1程度）、排水計画図（縮尺500分の1程度）、構造図（縮尺20分の1～50分の1程度）及び第6条の規定による計算書
- (11) 一時たい積特定事業である場合にあつては、特定事業に使用される土砂等について、発生場所ごとに区分するために必要な措置（図面にあつては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (12) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- (13) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図、背面図（両図とも縮尺20分の1～50分の1程度）及び構造計算書
- (14) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置（図面にあつては、縮尺20分の1～50分の1程度）
- (15) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書（一時たい積特定事業にあつては、たい積が最大になった場合のたい積土砂等の量の計算書）
- (16) 特定事業場及び特定事業区域の土地の実測図（縮尺250分の1程度）
- (17) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (18) 特定事業区域の土地の公図の写し
- (19) 特定事業場の土地に隣接する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (20) 特定事業区域内の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第1項に規定する特定事業区域内土地使用同意書（様式第2号の2）若しくは特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書（様式第2号の3）又は規則第3条の4第2項に規定する特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（様式第2号の4）若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書（様式第2号の5）及びこれらの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は特定事業区域内の土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (21) 特定事業区域内の土地につき特定事業の施工の妨げとなる権利を有する者がある場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業区域内施工同意書（様式第2号の7）及びこの書面に押印した者の印鑑登録証明書又は特定事業施工承諾書
- (22) 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあつては、規則第3条の4第4項に規定する特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（様式第2号の6）及びこの書面に押印した土地所有者の印鑑登録証明書又は土地所有者の承諾書若しくは契約書の写し（土地使用に係る契約書に同内容の約定があるものに限る。）
- (23) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書
- (24) 第5条に規定する説明会の開催に関する計画書
- (25) 前号の計画書は、特定事業説明会等計画書（様式第11号）とする。
- (26) その他市長が必要と認める書類及び図面

なお、特定事業が小規模埋立て等である場合にあつては、(8)、(9)、(11)及び(14)の添付書類は除く。

年 月 日

特定事業（変更・譲受け）許可事前協議変更届出書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名



（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

年 月 日付け提出の特定事業（変更・譲受け）許可事前協議書について変更したので、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する指導要綱第14条第1項の規定により届け出ます。

	変 更 後	変 更 前
変更する事項 の 内 容		
変更の理由		

年 月 日

関係地域住民特定事業説明会等実施状況報告書

（あて先）千葉市長

特定事業予定者

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名）

担 当 者 名

連絡先電話番号

電子メールアドレス

@

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱第5条第5項の規定により届け出ます。

関係地域住民に対する説明会 （第5条）	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	出席者の状況	地域住民 説明者
	開催状況	

特 定 事 業 説 明 会 等 計 画 書

説明会の開催案内 及び事前周知方法	・個別配布 ・自治会内の回覧 ・郵 送 ・その他（ ）
説明会の開催方法	・自主開催 ・自治会への依頼 ・その他（ ）
開催予定日時	年 月 日 時から 時まで
開催予定場所	
説明対象者	町名（ ）世帯 町名（ ）世帯 町名（ ）世帯 （合計 世帯）
説明内容	特定事業の計画の概要 地域の環境保全上の留意点

## 現場責任者説明事項

( ふ り が な )	
氏 名	
所 属 ・ 職 名	
現場責任者であることを証 する 書 面 ※	別添のとおり
住 民 票	別添のとおり
<p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">(3か月以内に撮影した 肩から上の顔写真で、 帽子、マスク、サングラ ス等を着用せずに撮影 したカラー写真)</p> <p style="text-align: center;">大きさ；縦3.0cm 横2.5cm</p>	写 真 貼 付

※ 現場責任者であることを証する書面

申請者（個人）と現場責任者が同一の場合 ；不要

申請者（法人）の社員等が現場責任者の場合；社員証、健康保険証等

申請者と現場責任者が異なる場合 ；施工契約書、施工依頼書の写し

（請負会社の社員等の場合は、社員証等を加える）